

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和5年4月28日(金) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 11時00分

2 場 所 川南町役場 別館3階 第5会議室

3 出席委員

(委員)

1番	橋口 裕二	2番	長友 順子	3番	新垣 吉男
4番	井尻 恵雄	5番	湯地 二三夫	6番	森 信幸
7番	河野 博子	8番	山下 栄	9番	杉尾 英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	日高 重樹	11番	佐光 真美	12番	林田 泰代
13番	黒木 正行	14番	有澤 章	15番	戸高 一志
16番	永田 貞義	17番	河野 伊栄雄	18番	樽見 一寛

4 欠席委員

5 議事日程

- 第1 諸報告
- 第2 会議録署名委員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第19号 農地法第5条の事業計画変更申請の承認について
- 第5 議案第20号 農地法第3条の規定による申請の許可について
- 第6 議案第21号 農地法第4条の規定による申請の承認について
- 第7 議案第22号 農地法第5条の規定による申請の承認について
- 第8 議案第23号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
- 第9 議案第24号 農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について
- 第10 議案第25号 非農地証明願の承認について
- 第11 その他(合意解約、行事予定)

6 会議録署名委員 4番 井尻 恵雄 5番 湯地 二三夫

7 職務のため出席した者の氏名

事務局長 三好 益夫 局長補佐 今井 孝洋 係長 川崎 恵美
主査 別宮 愛

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 それでは、4月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、4月の諸報告をさせていただきます。 10日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員の御報告をお願いします。 13日、尾鈴地域担い手育成総合支援協議会及び尾鈴地域農業再生協議会の総会がJA尾鈴中央事業所にて開催され、会長が出席されました。 19日、4・5条現地調査検討会、第1小委員会を開催しました。 24日、川南町農業者年金受給者協議会役員会が第2会議室で開催され、会長が出席されました。 27日、認定審査会が第3会議室にて開催され、会長と副会長が出席されました。 本日、4月定例総会であります。 また本日午後、尾鈴農業協同組合総代会がサンA文化ホールにて開催されます。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	番	議長、番。 4月10日、午前9時より役場第3会議室で農家相談を行いました。相談件数は、1件でした。 <農家相談 報告>
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、本日は、4番 井尻 恵雄(いじり やすお)委員、5番 湯地 二三夫(ゆじ ふみお)委員を指名いたします。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議はありますか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
議案第19号 5条変更	議長	【日程第4】 議案第19号 「農地法第5条の事業計画変更申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第19号 「農地法第5条の事業計画変更申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の農地法第5条の規定による変更承認申請件数は、1件でございます。申請人、地番、地目、地積及び用途は別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を頂き、審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	7番	議長、7番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。渡人の息子さんが農家住宅と農業用倉庫を建設する計画で令和4年3月14日に許可がおりたのですが、資材の高騰や自営業の業績が思わしくなく、資金状況が悪化したため、今回断念するというものです。 それを受人に建売住宅として売買するものです。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長 議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
議案第20号 3条許可	議長	【日程第5】議案第20号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第20号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、申請案件に対する、農地法第3条許可の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を頂き、審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	15番	議長、15番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、湯牟田公民館の南側になります。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長 議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 1号については、許可する事にいたします。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
議案第21号 4条承認	議長	【日程第6】議案第21号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第21号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の、承認申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第1小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第1小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	7番	議長、7番。 第1小委員会の委員長報告を行います。 4月19日午前8時30分より会議室で事務局の説明を受けた後、現地調査を行いました。現存している2棟の鶏舎の間の土地ということで、許可相当と判断しました。 詳しくは、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第1小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	5番	議長、5番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。 申請地の農地の区分は、農業用振興整備計画において農用地として利用すべきとして定められた農地であると判断されますが、許可理由として、農地利用計画において指定された用途に寄与する場合であり、立地条件を満たし許可相調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
議案第22号 5条承認	議長	【日程第7】議案第22号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第22号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、3件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第1小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第1小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	7番	議長、7番。 第1小委員会の委員長報告を行います。 4月19日午前8時30分より会議室で事務局の説明を受けた後、現地調査を行いました。1号、2号、3号とも許可相当と判断しました。詳しくは、地区担当委員の説明を聞いてご審議ください。
	議長	第1小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	7番	議長、7番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりで、先ほど変更になった分になります。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということから第2種農地になります。申請地に替えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合であるため許可できると判断されます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長 議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	15番	議長、15番。 2号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、10号線を南に向かって中セキ農機のところに信号機があります。その信号機を西に500mぐらいの場所になります。 受人が申請しているその横には分譲地があります。その横に建売住宅として申請が上がっています。 申請地の農地の区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地という理由から第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置せねばならぬものであり、第1種農地以外の、周辺の土地に設置することによっては、その目的を達成することが出来ないと認められる場合であるため、立地基準を満たし且つ一般基準を満たすため許可相当と認め調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長 議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 2号については、承認する事にいたします。 次に、3号。
3号 補足説明	1番	私が担当ですので、 3号について補足説明いたします。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>申請の内容は記載のとおりです。場所は、申請人の農場の周辺で、先月一時転用である、仮設事務所を建設していた場所に隣接するかたちになります。そこに堆肥処理施設、保管庫を造るということでございます。</p> <p>農業振興地域整備計画において農用地として利用すべきとして定められた農地という理由から農用地区域内農地と判断されます。農用地利用計画において指定された用途に寄与する場合であることから、許可相当と判断されます。</p> <p>調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
	<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>3号については、承認する事にいたします。</p>

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
議案第23号 集積(所有権)	議長	【日程第8】 議案第23号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第23号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」そ の提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正す る法律(令和4年5月27日法律第56号)改正附則第5条第1 項の規定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求め るものでございます。 本案件の申請件数は、8件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容及び耕作する者の 農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定され た集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げ ます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 ここで、議長を交代します。 ＜ 2番委員に議長交代 ＞ ＜ 1番委員退室 ＞ 1号。
1号 補足説明	15番	議長、15番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。農業経営基盤強化促進法等の一 部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基 盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考え 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく 御審議方お願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意 見、御質問は、ございませんか。
	16番	議長、16番。 これは交換となっているわけですが、交換ということであれば 2つ案件が出ないのでしょうか。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
	事務局	議長、事務局 補足説明いたします。交換する農地は、川南ではなく高鍋町の農地になります。
	議長	ほかに質問はありませんか。ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、決定する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	15番	議長、15番。 2号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、茶試験場の正門の北側になります。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、決定する事にいたします。 ここで、1番委員の入室を許可します。 < 1番委員入室 > ここで、議長を交代します。 < 1番委員に議長交代 > 次に、3号。
3号 補足説明	6番	議長、6番。 3号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、善太郎屋の奥の方になります。3号と4号は地続きになっており、交換をしたいとの話でしたが、面積が違うということでお互いに売買の形をとり交換をするというような案件でございます。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
		調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 3号については、決定する事にいたします。 次に、4号。
4号 補足説明	6番	議長、6番。 4号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 4号については、決定する事にいたします。 次に、5号。
5号 補足説明	12番	議長、12番。 5号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、山下商事の工場より北に1kmぐらいのところにあります。受人の農地の畑の隣に渡人の農地があり、渡人が高齢になったため受人に声かけられ農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	5号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 5号については、決定する事にいたします。 次に、6号。
6号 補足説明	2番	議長、2番。 6号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。この案件は、あっせん会で成立した分の特例事業を利用したものです。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長 議長	議長 6号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 6号については、決定する事にいたします。 次に、7号。
7号 補足説明	8番	議長、8番。 7号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、山本小学校の交差点から村上方面に100mぐらい上がったところの道沿いであります。次に出てくる案件とつながりがあるものです。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長 議長	議長 7号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 7号については、決定する事にいたします。 次に、8号。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
8号 補足説明	8番	<p>議長、8番。 8号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。先ほどの7号との関連で地続きの場所となっています。受人が住宅を建設するというので、渡人の親の宅地を購入し隣接する土地も併せて購入するという案件であります。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
	議長	<p>8号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。 8号については、決定する事にいたします。</p>

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
議案第24号 促進(中間)	議長	【日程第9】 議案第24号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第24号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、別紙のとおり計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、14件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認を頂きます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 ここで、議長を交代します。 ＜ 2番委員に議長交代 ＞ ＜ 1番委員退室 ＞ 1号と2号は、関連があるので一括して説明をお願いします。
1号、2号 補足説明	5番	議長、5番。 1号と2号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	1号と2号について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。 1号と2号については、決定する事にいたします。 3号と4号は、関連があるので一括して説明をお願いします。
3号、4号 補足説明	10番	議長、10番。 3号と4号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長 議長	議長 3号と4号について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 3号と4号については、決定する事にいたします。 5号と6号は、関連があるので一括して説明をお願いします。
5号、6号 補足説明	10番	議長、10番。 5号と6号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	議長 5号と6号について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問は、ございませんか。
	4番	議長、4番。 同じ方の案件が3件続きましたが、最初の案件での説明は再契約ということでしたが、後の2件も再契約でしょうか。
	事務局	議長、事務局 再契約です。
	議長	ほかに質問はありませんか。ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	<p>全員賛成と認めます。 5号と6号については、決定する事にいたします。</p> <p>ここで、1番委員の入室を許可します。 < 1番委員入室 > ここで、議長を交代します。 < 1番委員に議長交代 > 7号と8号は、関連があるので一括して説明をお願いします。</p>
7号、8号 補足説明	10番	<p>議長、10番。 7号と8号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
	議長 議長	<p>7号と8号について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>議長 全員賛成と認めます。 7号と8号については、決定する事にいたします。</p> <p>ここで、2番委員の退室を求めます。 < 2番委員退室 > 9号と10号は、関連があるので一括して説明をお願いします。</p>
9号、10号 補足説明	3番	<p>議長、3番。 9号と10号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりで、中間管理事業を通しての5年間の賃貸借です。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
	議長	<p>9号と10号について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	<p>全員賛成と認めます。 9号と10号については、決定する事にいたします。</p> <p>ここで、2番委員の入室を許可します。 < 2番委員入室 > 11号と12号は、関連があるので一括して説明をお願いします。</p>
11号、12号 補足説明	3番	<p>議長、3番。 11号と12号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりで、中間管理事業を通しての15年間の賃貸借です。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
	議長	<p>11号と12号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。 11号と12号については、決定する事にいたします。 13号と14号は、関連があるので一括して説明をお願いします。</p>
13号、14号 補足説明	3番	<p>議長、3番。 13号と14号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりで、中間管理事業を通しての15年間の賃貸借です。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
	議長	<p>13号と14号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。 13号と14号については、決定する事にいたします。</p>

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
議案第25号 非農地証明	議長	【日程第10】 議案第25号 「非農地証明願いの承認について」を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第25号 「非農地証明願いの承認について」その提案理由を説明申し上げます。 本案件の申請件数は、3件でございます。 申請地の所在、地番、地目及び地積は、別紙記載のとおりであります。 調査担当第1小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第1小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	7番	議長、7番。 第1小委員会の委員長報告を行います。 4月19日午前8時30分より会議室で事務局の説明を受けた後、現地調査を行いました。1号、2号、3号とも許可相当と判断しました。詳しくは、地区担当委員の説明を聞いてご審議詳しくは、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第1小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	3番	議長、3番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。申請地の場所は、広域農道が10号線と交わる名貫の信号の手前右側に雑種地があります。 農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり10年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難であることから農地でないと判断されます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
	<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。 次に、2号。</p>
<p>2号 補足説明</p>	<p>3番</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議長、3番。 2号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、1号と同じ雑種地にありまして地続きになっています。 農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり10年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難であることから農地でないと判断されます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p> <p>2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。 2号については、承認する事にいたします。 次に、3号。</p>
<p>3号 補足説明</p>	<p>1番</p> <p>議長</p>	<p>私が担当ですので、 3号について補足説明いたします。 場所は、申請人の自宅周辺2か所になります。 この場所は10年以上耕作放棄され、現在は竹林になっている状態です。周囲は山林と住宅に囲まれており、広がりのない農地であります。農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合であり、土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても、継続して利用することが出来ないと見込まれる場合であることから許可出来ると判断調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p> <p>3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p>

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 3号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 4月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第 11】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について、報告いたします。 売買による解約が7件、耕作者変更による解約が2件の計9 件の解約でした。 農用地利用集積計画(利用権設定)の変更申出について報 告します。賃料の支払い方法の変更が1件でした。
	議長	「合意解約」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「5月の行事予定」について、報告いたします。
	議長	「5月の行事予定」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
	議長	他に何かありませんか。
	議長	すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、 令和5年4月の定例総会を閉会いたします。御苦労様でし た。